



# 島根県報

令和5年3月3日（金）

第 392 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則 (審 査 指 導 課) 2

### 【告 示】

県営土地改良事業計画の決定 (農 村 整 備 課) 2

保安林予定森林（3件） (森 林 整 備 課) 3

解除予定保安林 ( " ) 4

指定施業要件の変更予定保安林 ( " ) 4

島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更 (審 査 指 導 課) 5

### 【公 告】

公共測量の中止 (技 術 管 理 課) 5

### 【特定調達公告】

令和5年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源  
化による処分業務委託（その1）に係る一般競争入札の落札者等 (下 水 道 推 進 課) 5

令和5年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源  
化による処分業務委託（その2）に係る一般競争入札の落札者等 ( " ) 6

令和5年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源  
化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等 ( " ) 6

### 【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定 (文 化 財 課) 7

島根県指定天然記念物の指定の解除 ( " ) 7

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第5号）

## 1 規則の概要

地方公共団体が私人に対して収納の事務を委託することができる公金の範囲の拡大に伴い、委託することができる歳入を定めることとした。（第31条の4関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第5号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第31条の4の見出し中「県税」を「県税等」に、「委託基準」を「委託」に改め、同条第3号中「県税」を「県税等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

政令第158条の2第1項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 給与、報酬等に係る不当利得による返還金
- (2) 児童扶養手当の過誤払による返還金
- (3) 島根県産品の販路拡大に関する業務に係る不当利得による返還金
- (4) 中小企業雇用創出特別支援事業費補助金に係る不当利得による返還金

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 島根県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

**島根県告示第135号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市相生町1559、3096
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第136号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安来市黒井田町字油坪1868-1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第137号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町上西椎並崎ノ一11、13から15まで、16-1、28、29、31-2、32-1、33

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町上西椎並崎ノ一11・15・16-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第138号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡美郷町高畑333-18

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

---

島根県告示第139号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

大田市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第140号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
946	雲南市木次町里方1045番 地8 雲南建設業協同組合 代 表理事 若槻 雅人	雲南市木次町里方1045番 地8	雲南建設業協同組合 理事 長 都間 正隆	雲南建設業協同組合 代表 理事 若槻 雅人

## 公 告

令和4年3月11日付け島根県報第293号で公告した次の公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に準じ益田県土整備事務所長から中止に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に準じて公告する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 中止前の作業期間

令和4年3月3日から同年8月31日まで

3 作業地域

鹿足郡津和野町山下地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 件名及び数量

令和5年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）  
一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

## 3 落札者を決定した日

令和5年1月26日

## 4 落札者の氏名及び住所

山陽三共有機株式会社 代表取締役 小田 孝政 山口県下松市葉山一丁目819番14

## 5 落札金額

57,500,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

令和5年1月13日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 件名及び数量

令和5年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）  
一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

## 3 落札者を決定した日

令和5年1月26日

## 4 落札者の氏名及び住所

山陽三共有機株式会社 代表取締役 小田 孝政 山口県下松市葉山一丁目819番14

## 5 落札金額

57,500,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

令和5年1月13日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第

83号) 第9条の規定により公告する。

令和5年3月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和5年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

令和5年1月26日

4 落札者の氏名及び住所

三光株式会社 代表取締役 三輪 昌輝 鳥取県境港市昭和町5番地17

5 落札金額

33,000,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年1月13日

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第1号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月3日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	出雲市小山町615	日蔵寺

### 島根県教育委員会告示第2号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第32条第1項の規定により、次の島根県指定天然記念物の指定を解除するので、同条第3項において準用する同条例第5条第2項において準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。

令和5年3月3日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

指定告示	種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
昭和35年島根県教育委員会告示第14号	天然記念物	日本海岸におけるハマナス 自生西限地	1 所	出雲市湖陵町差海1905	今岡 与子